

行政の焦点

最低賃金制度について

平成25年10月26日から
愛知県最低賃金が時間額
780円となり、各方面
からたくさんの反響とお
問い合わせをいただきま
した。これを受けて最低
賃金制度と注意すべき事
項について説明します。

『最低賃金制度とは?』

まずははじめに、最低賃
金制度について説明しま
す。最低賃金制度とは、
最低賃金法に基づき国が
賃金の最低限度を定め、
使用者は、その最低賃金
額以上の賃金を支払わな

最低賃金には、地域別最低賃金と特定最低賃金の2種類があります。
(1) 地域別最低賃金
地域別最低賃金は、産業や職種にかかわりなく、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金として、各都道府県に1つずつ、最低賃金が定められています。なお、地域別最低賃金は、①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常

ければならないとする制度です。そのため最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によつて無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとされます。

最低賃金未満の賃金しか支払わなかつた場合に、最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。また、法令に違反する場合には罰則が定められています。

表 1

愛知県の最低賃金

愛知労働局
労働基準監督署

(地域別最低賃金)	(効力発生日: 平成 25 年 10 月 26 日)	公共職業安定所
最低賃金名	時間額(円)	適用労働者の範囲
愛知県最低賃金	780	愛知県内で働くすべての労働者に適用されます。

愛知労働局
労働基準監督署
公共職業安定所

の事業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるもの、とされており、労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるように、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされています。

別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めた産業について設定されています。

かを確認する方法》
《最低賃金額以上かどうか
支払われる賃金が最低
賃金額以上となつてゐる
かどうかを調べるには、
最低賃金の対象となる賃
金額と適用される最低賃
金額を以下の方法で比較
します。

賃金の対象となります。

(1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）

(2) 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）

(3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）

(4) 所定労働日以外日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）

(5) 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）

(6) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

